



山形県公報

令和7年5月20日(火)
第605号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○刑法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則……………(秘書課) ……551

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……553
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米戦略推進課) ……同
- 第5種共同漁業権遊漁規則の変更の認可……………(水産振興課) ……同
- 基本測量の終了の通知……………(農村計画課) ……554
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(同) ……555
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……556

### 人事委員会関係

#### 規 則

○山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則……………同

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(病院事業局) ……同
- 同……………(同) ……557
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(同) ……同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(中央病院) ……558

### 正 誤

## 規 則

刑法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和7年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第43号

#### 刑法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(山形県表彰規則の一部改正)

第1条 山形県表彰規則(昭和24年4月県規則第26号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（建築士法施行細則の一部改正）

第2条 建築士法施行細則（昭和25年12月県規則第131号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（山形県県税規則の一部改正）

第3条 山形県県税規則（昭和29年6月県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第41条の4第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（山形県災害救助法施行細則の一部改正）

第4条 山形県災害救助法施行細則（昭和35年1月県規則第4号）の一部を次のように改正する。

別記様式第8号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（山形県証紙条例施行規則の一部改正）

第5条 山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正）

第6条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年2月県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（山形県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則の一部改正）

第7条 山形県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則（昭和54年11月県規則第60号）の一部を次のように改正する。

別記様式第12号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

別記様式第25号中「懲役・禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（山形県通訳案内士法の施行に関する規則の一部改正）

第8条 山形県通訳案内士法の施行に関する規則（平成18年3月県規則第53号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（山形県漁業調整規則の一部改正）

第9条 山形県漁業調整規則（令和2年10月県規則第66号）の一部を次のように改正する。

第55条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この規則の施行後にした行為に対して、他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（有期のものに限る。以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれているときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する規則の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（様式に関する経過措置）

5 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

**告 示**

**山形県告示第398号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和7年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                 | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日    |
|------------------------------|-----------------------------|-------------|----------|
| 医療法人社団順仁堂<br>飽海郡遊佐町遊佐字石田7番地  | 短期入所事業所ゆざ<br>飽海郡遊佐町遊佐字石田7番地 | 短 期 入 所     | 令和7.5.15 |

**山形県告示第399号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

新庄市農業協同組合  
代表理事理事長 柿崎 広昭  
新庄市沖の町5番55号

- 2 届出の内容

| 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類 |       |            | 備考        | 変更年月日 |
|---------------------------|-------|------------|-----------|-------|
| 変 更 前                     | 変 更 後 |            |           |       |
| 齋藤 孝幸<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左   | 国内産農産物に限る。 | 令和7年4月25日 |       |
| 森 壮志<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば    | 同 左   |            |           |       |
| 正野 信一<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左   |            |           |       |
| 高橋 秀典<br>もみ、玄米、大豆、そば      | 同 左   |            |           |       |
| 早坂 洋一<br>玄米、大豆、そば         | 同 左   |            |           |       |
| 金田 健志<br>玄米、大豆、そば         | 同 左   |            |           |       |
| 浅沼 純一<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   |       |            |           |       |
| 星川 優<br>玄米、大豆、そば          | 同 左   |            |           |       |

**山形県告示第400号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、次のとおり第5種共同漁業権遊漁規則の変更を認可した。

令和7年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 漁業権者の名称及び所在地

- (1) 名称 最上川第二漁業協同組合
- (2) 所在地 西村山郡河北町谷地字山王23番地1
- 2 漁業権の免許番号  
内共第6号、内共第7号、内共第8号及び内共第9号
- 3 変更の内容

第3条第8項の表中

寒河江市三泉地内の寒河江川橋上流端から下流溝延橋上流端まで

を

実沢川、最上川及び寒河江川（ただし、寒河江川のうち西村山郡西川町大字大井沢地内根子川橋下流端から二ツ掛橋上流端までの区域を除く。）

に

改める。

- 4 変更後の遊漁規則の施行日  
令和6年7月9日

#### 山形県告示第401号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和7年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域  
山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、上山市、村山市、天童市、東村山郡山辺町、西村山郡西川町、最上郡最上町、同郡真室川町、同郡大蔵村、西置賜郡小国町、同郡白鷹町、同郡飯豊町、東田川郡庄内町及び飽海郡遊佐町
- 2 基本測量を実施した期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（電子基準点測量）

#### 山形県告示第402号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和7年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域  
鶴岡市、酒田市、最上郡戸沢村、東田川郡三川町、同郡庄内町及び飽海郡遊佐町
- 2 基本測量を実施した期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（空中写真撮影）

#### 山形県告示第403号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和7年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域  
山形県全域
- 2 基本測量を実施した期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

- 3 作業の種類  
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

**山形県告示第404号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
長井市草岡地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和7年4月14日から同年6月30日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（用地測量）

**山形県告示第405号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、浜中広岡土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和7年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所           |
|----------|---------|---------------|
| 監 事      | 高 橋 進   | 酒田市浜中乙108番地   |
| 同        | 久 保 春 夫 | 同 広岡新田前林487番地 |

**山形県告示第406号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、浜中広岡土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和7年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所           |
|----------|---------|---------------|
| 監 事      | 高 橋 進   | 酒田市浜中乙108番地   |
| 同        | 久 保 春 夫 | 同 広岡新田前林487番地 |

**山形県告示第407号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、大町溝土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和7年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏名   | 住所            |
|----------|------|---------------|
| 理事       | 齋藤元生 | 酒田市小牧69番地     |
| 同        | 佐藤百合 | 同 檜橋字大柳114番地  |
| 同        | 高橋かな | 同 遊摺部甲75番地    |
| 同        | 遠藤幸  | 同 引地字宅地68番地   |
| 監事       | 伊藤稔  | 同 砂越字上川原441番地 |

### 山形県告示第408号

次の開発行為は、完了した。

令和7年5月20日

山形県知事 吉村美栄子

1 許可番号

令和7年3月19日 指令村総建第280号

2 開発区域に含まれる地域の名称

西村山郡大江町大字左沢字元屋敷20番1、27番5、60番1、61番、64番、67番1、78番1、79番1、79番3、101番1、101番2、101番3、102番、103番3、104番1、20番1地先、61番地先、67番1地先、79番1地先

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

西村山郡大江町大字左沢882番1 大江町

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月20日

山形県人事委員会

委員長 安孫子俊彦

#### 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を次のように改正する。

第115条第1項中「条例第11条第1項の」を「職員の配偶者で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第11条第2項に規定する」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年5月20日

山形県病院事業管理者 阿彦忠之

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

- 山形県立病院総合医療情報システム運用支援業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県病院事業局県立病院課DX推進担当 山形市松波二丁目8番1号  
電話番号023(630)3410
  - 3 落札者を決定した日 令和7年3月31日
  - 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社東北メディカルエイドサービス 宮城県仙台市青葉区中央一丁目6番35号
  - 5 落札金額 86,482,000円
  - 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
  - 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和7年2月18日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年5月20日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県立病院総合医療情報システムに係る部門仮想基盤構築等業務（河北病院） 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県病院事業局県立病院課DX推進担当 山形市松波二丁目8番1号  
電話番号023(630)3410
- 3 落札者を決定した日 令和7年4月10日
- 4 落札者の名称及び所在地  
日本アバカス株式会社 山形市十日町四丁目3番31号
- 5 落札金額 140,800,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和7年2月28日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年5月20日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
山形県立病院総合医療情報システム（基幹システム）保守業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県病院事業局県立病院課DX推進担当 山形市松波二丁目8番1号  
電話番号023(630)3410
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和7年3月28日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
日本電気株式会社山形支店 山形市十日町二丁目4番19号
- 5 随意契約に係る契約金額 197,586,235円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号該当

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年5月20日

山形県立中央病院長 鈴木 克典

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量 A重油 3,980キロリットル
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立中央病院事務部経営戦略課調達室 山形市大字青柳1800番地 電話番号023(685)2623
- 3 落札者を決定した日 令和7年3月31日
- 4 落札者の名称及び所在地 野口鉱油株式会社 天童市鎌田一丁目13番1号
- 5 落札金額 1リットル当たり106.15円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和7年2月18日

正 誤

| 発行年月日   | 県公報<br>番号 | ページ | 行  | 誤  | 正  |
|---------|-----------|-----|----|----|----|
| 令和7.4.1 | 第591号     | 325 | 18 | 規則 | 規程 |